

わらしな学園虐待防止のための指針

1 わらしな学園における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

- (1) 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 性的虐待：利用者にワイセツな行為をすること又は利用者にワイセツな行為をさせること。
- (3) 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による(1)から(3)までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (5) 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 虐待防止委員会

(設置)

利用者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止について必要な検討を行うため、虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

委員会は、年2回以上開催し、次の事項を協議する。

- ①虐待防止計画の策定及び推進に関すること。
- ②虐待事案、虐待が疑われる事案の調査及び改善に関すること。
- ③虐待防止のための研修計画に関すること。
- ④前3号に掲げるもののほか、虐待防止に関し委員長が必要と認める事項。

(組織)

- ①委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- ②委員長は、わらしな学園長の職にある者を、副委員長は同じく苦情受付担当者にある者をもって充てる。
- ③委員は、藁科地区3施設苦情相談第三者委員会の委員をもって充てる。
- ④委員の任期は、藁科地区3施設苦情相談第三者委員の任期と同一とする。

(委員長及び副委員長)

- ①委員長は、会議を掌理し、委員会を代表する。
- ②委員長は、委員会の議長となる。
- ③副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

委員は、委員会において、虐待や虐待が疑われる事柄の報告聴取等に基づき、必要な助言を行う。

(会議)

- ①委員会の会議は委員長が招集する。
- ②委員会は、必要と認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(2) 虐待・身体拘束廃止作業部会

(設置)

利用者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止について調査研究するため虐待防止委員会に作業部会を設置する。

(所掌事項)

作業部会は、月1回開催し、虐待防止委員会所掌事項に掲げられた事項を検討、協議する。尚、部会の結果については、職員に周知徹底する。

(組織)

- ①作業部会の部会長は、次長（育成課長）とする。
- ②部会長は、作業部会の会議の議長となる。
- ③作業部会の部会員は、学園長、次長（指導課長）、サービス管理責任者、生活支援員、看護師、栄養士、相談支援専門員とする。

(3) 虐待防止責任者、虐待防止副責任者、虐待防止担当者

- ①虐待防止責任者は、学園長をもって充て、虐待の防止に関する責任者となり、虐待の未然・防止に率先して取り組む。
- ②虐待防止副責任者は、次長（育成課長）をもって充て、職員一人ひとりに対して、虐待防止という意識付けを図るとともに、研修を行うなど虐待防止に取り組む。
- ③虐待防止担当者は、虐待・身体拘束廃止作業部会員をもって充て、インシデント・アクシデント報告や事故報告については、確実な現場検証を行い、事故等の再発防止に取り組む。
虐待報告については、確実な検証を行い、虐待の再発防止に取り組む。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 虐待防止のための職員研修を原則年1回および職員採用時に実施する。
- (2) 研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、利用者の権利擁護及び虐待防止を徹底する。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者、その他必要な事項を記録する。

4 施設内で発生した虐待の報告方法に関する基本方針

- (1) 利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、虐待通報対応手順に基づき、対応する。

5 虐待発生時の対応に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、虐待通報対応手順に基づき、速やかに対応するとともに、その要因の除去に努める。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、静岡市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、施設内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにする。

7 その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

利用者の権利と意思を最大限に尊重し、その人らしい生活の実現に向け、サービス向上に努める。

附 則

この指針は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和5年4月1日から施行する。